



北上市市税条例等の一部改正について

地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、北上市市税条例について、個人市民税に係る規定の一部の一部を改正する。

改正内容

1 軽自動車税

(1) 改正趣旨

- ・ 消費税率引き上げに伴う対応として、環境性能割の税率を軽減する。
- ・ 燃料性能の優れた自動車の先進安全技術搭載車の普及を図る。

(2) 改正事項

① 環境性能割の税率の適用区分の見直し 【令和元年10月1日施行】

環境性能割の環境性能に応じた非課税又は1%若しくは2%の税率の適用区分の見直しを行う。

② 需用平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減 【令和元年10月1日施行】

消費税引上げに伴う対応として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に軽自動車を取得した場合、環境性能割の税率を1%分軽減する。

| 税率 | 臨時的軽減 | 対象車 |
|------|-------|---|
| 非課税 | 非課税 | 電気軽自動車、天然ガス軽自動車 等 |
| 1.0% | 非課税 | 次のいずれにも該当するもの ○次のいずれかに該当するもの ・平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し平成30年排出ガス基準50%低減達成 ・平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し平成17年排出ガス基準75%低減達成 ○平成32年度燃費基準 |
| 2.0% | 1.0% | 次のいずれにも該当するもの ○次のいずれかに該当 ・平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し平成30年排出ガス基準50%低減達成 ・平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し平成17年排出ガス基準75%低減達成 ○平成27年度燃費基準+10%達成 ----- 上記以外の車 |

③ グリーン化特例の見直し

【令和3年4月1日施行】

電気自動車等のみが軽減の対象となる。

| 改正前 | | 改正後 | |
|-------------------------------------|-------|-------------------------------------|-------|
| 取得期間：平成30年4月1日～令和3年3月31日) | | 取得期間：令和3年4月1日～令和5年3月31日) | |
| 軽課年度：令和4年度、令和5年度（取得の翌年度） | | 軽課年度：令和4年度、令和5年度（取得の翌年度） | |
| 電気自動車 | | 電気自動車 | |
| 天然ガス自動車（H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成） | 75%軽減 | 天然ガス自動車（H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成） | 75%軽減 |
| 平成32年度燃費基準+30%達成 | 50%軽減 | 平成32年度燃費基準+30%達成 | 軽減なし |
| 平成32年度燃費基準+10%達成 | 25%軽減 | 平成32年度燃費基準+10%達成 | 軽減なし |

2 個人市民税

(1) 改正趣旨

子どもの貧困に対応するための非課税措置の導入。

(2) 改正内容

① 給与所得者及び公的年金等受給者の扶養申告書の改正 【令和2年1月1日施行】

単身児童扶養者（※1）に該当する場合は、扶養申告書にその旨記載を追加する。

② 個人の市民税の非課税の対象者を追加 【令和3年1月1日施行】

子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずる。

| 現行 | 改正後 |
|-----------------|-------------------------------------|
| 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫 | 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は <u>単身児童扶養者（※1）</u> |

※1 単身児童扶養者：児童扶養手当の支給を受けている児童（※2）の父又は母のうち、現に婚姻（※3）をしていない者又は配偶者（※3）の生死が明らかでない者

※2 父又は母と生計を一にする子で、前年の総所得金額等の合計額が48万円以下であるもの

※3 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。

3 法人市民税 【公布の日施行】 ※実際の施行日は令和2年4月1日

(1) 改正趣旨

平成30年度の地方税の改正により、資本金1億円以上の普通法人等に対する法人市民税の電子申告が義務付けられたが、システム障害が発生した場合の対応について改正を行う。

(2) 改正内容

e L T A Xの故障その他やむを得ない理由により、申告等をすべき者であって、期限までにe L T A Xを使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行うことができないと認める者が多数に上ると認められるときは、申告、対象者の範囲、及び期日を指定して当該期限延長をすることができる。